

令和5年度 加西市中学校整備基本構想策定支援業務委託 プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国的な少子化の進行によって地方部における学校の課題が深刻化するなか、本市では学校園・家庭・地域社会が一体となり、「市民すべてがかかわる加西の教育」を実現させるため、アンケートの実施や検討委員会での協議、ワークショップの開催等、保護者をはじめ地域の皆様からの幅広いご意見をお聞きし、本市の未来の学校構想について検討を行ってきた。

令和5年度からはそれらの検討結果を踏まえ、これまでと同様、たくさんの市民の方々と意見交換を行いながら本市の中学校整備における基本構想について検討を進めていく。

本業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者(配置する技術者を含む。)に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者(以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。)を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度 加西市中学校整備基本構想策定支援業務委託
- (2) 業務の目的 本業務は、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者による支援を得て、本市の中学校整備における基本構想の策定を目的とする。
- (3) 業務内容 別紙「令和5年度 加西市中学校整備基本構想策定支援業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

3 提案上限額(予算額)

9,900,000円(消費税10%及び地方消費税相当額を含む。)

4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を予定する者は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のための審査を受けるものとする。
- (3) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」

として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。

- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る日程については、「11 日程及び提出書類等」のとおりとする。

5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 過去5年間(平成30年4月1日から令和5年3月31日までに完了した業務)において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。
- (2) 加西市財務規則(昭和42年規則第40号)第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
ただし、対象業務の性質又は目的からして、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために新しく企業、団体等を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに加西市財務規則(昭和42年規則第40号)第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 加西市工事請負等契約に係る指名停止の措置要領(平成6年7月15日訓令第23号)に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (5) 加西市暴力団排除条例(平成24年3月23日条例第1号)に規定する暴力団等でないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 本業務の主担当者として、1年以上の雇用関係があり、過去5年以内に本業務と同種又は類似業務を主担当者として業務を行った者を配置できること。なお、企画提案書に定める業務実施体制に記載した配置予定の業務主担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由が生じた場合には、同等以上の能力を有する者であると書面により申し出た上で、発注者の了解を得て変更することができる。

6 質疑・回答

(1) 質問書の提出

-
- | | |
|--------|----------------------|
| ア 提出書類 | 質問及び回答書(様式第3号) |
| イ 提出期限 | 令和5年4月20日(木)午後5時まで |
| ウ 提出場所 | 加西市ふるさと創造部人口増政策課 |
| エ 提出方法 | 持参・郵送・電子メールのいずれかとする。 |

- ※ 電話・来庁等の口頭による質問は受け付けないものとする。
- ※ 郵送する場合、提出期限までに必着のこと。配達証明等により到着が確認できるようにすること。
- ※ 電子メールで提出する場合、メールの件名は「加西市中学校整備基本構想策定支援業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。また、必ず電話による受信確認を行うこと。

(2) 回答

質問に対する回答は、質問者には質問書に記載されたメールアドレス宛に速やかに回答する。また、令和 5 年 4 月 25 日(火)までに、参加表明者全員へ全ての回答をメールにて送付する。

- ※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

7 参加申込

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書	様式第 1 号	1 部	
イ 企画提案書	任意様式	10 部	正1部(押印)・副9部(押印不要)
ウ 見積書		1 部	正1部(押印)
エ 業務実績調書	別記様式 1	1 部	実績を証明する契約書等の写し
オ 入札参加資格者名簿登録についての誓約書	別記様式 2	1 部	
カ 参加資格についての誓約書	別記様式 3	1 部	
キ 暴力団排除条例に関する誓約書	別記様式 4	1 部	
ク 市税納税証明書	別記様式 5	1 部	市内業者のみ
ケ 納税証明書(消費税等)	※税務署の発行するもの	1 部	

(2) 提出方法など

ア 提出先	加西市ふるさと創造部人口増政策課
イ 提出方法	持参又は郵送(郵便書留に限る)。 持参の場合は休日を除く各日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
ウ 提出期限	令和 5 年 5 月 8 日(月)午後 5 時まで ※提出期限までに提出がなかった場合は、辞退とみなす。

(3) 企画提案書の内容・様式等

別紙仕様書に基づき、以下の項目に沿って、提案を行うこと。なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 会社概要	会社の規模、事業内容等の会社概要含む、従業員人数、会社の特色等	A4 判:1 枚
イ 業務実績	過去 10 年間(平成 25 年度以降)の実績を記入すること。	A4 判又はA3 判:1 枚
ウ 業務実施体制	「5 参加者の資格要件」にあるとおり、業務担当者については、勤務年数・過去の業務実績を特記すること。	A4 判又はA3 判:1 枚
エ 提案内容	別紙仕様書の「4 業務の内容」の下記項目ごとに検討に当たっての工夫点等を提案すること。 (1) 構想策定に関する業務(進捗管理) (2) 中学校再編の方向性の検討 (3) 整備コンセプトの検討に関する業務 (4) 必要機能、空間配置の検討に関する業務 (5) 施設規模の検討に関する業務 (6) スクールバス運行計画に関する業務 (9) 概算事業費の算出に関する業務 (13) その他効果的な基本構想策定に係る提案業務	A4 判:各1枚(項目ごと)

※ A4 判片面印刷、A3 判はA4 版に織り込み左綴じとする。(表紙、目次、頁番号をつけること。)

※ 図示、着色は自由とする。

(4) 見積書

別紙仕様書に基づき、下記事項に留意のうえ見積書を提出すること。

ア 見積書の宛名は「加西市長」、業務名は「令和5年度 加西市中学校整備基本構想策定支援業務委託」とし、正本には事業所名及び代表者名を記入の上、押印すること。

イ 履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。また、見積書記載金額については、本業務の価格(税抜き)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらに合計金額を明記すること。

ウ 見積書については、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

(5) その他

市は、参加表明者の資格要件の適否について審査し、条件を満たさない場合は、令和5年5月12日(金)までに通知するものとする。

8 参加を辞退する場合

参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式2)に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、所管課に提出するものとする

9 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査評価基準」のとおり

(2) 審査方法

庁内に「加西市中学校整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は「審査評価基準」に基づき第1次審査及び第2次審査を実施し、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

(3) 第1次審査(書類審査)

プロポーザル参加者が多数となった場合、企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、第2次審査に進む者を選定する。

※ 市は、書類審査し、第2次審査への参加の可否について令和5年5月10日(水)までに通知するものとする。

(4) 第2次審査(ヒアリング審査)

ア 実施日程 令和5年5月16日(火)予定

イ ヒアリング方法

(ア) 1申請者あたりの説明時間は15分以内、質疑応答は15分以内とする。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。

(イ) プレゼンテーションに必要な備品は、参加者が用意すること。ただし、延長コード、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。

(ウ) 参加者の出席者は4名以内とする。

※ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

※ 第2次審査は提出された提案資料を基に行う。(追加提案の説明や追加資料の配付は認めない)

(5) 選定

委員会において、審査評点数により契約候補者及び次点者を決定する。

(6) 結果通知

委員会の審査の結果は、参加事業者全員に文書で通知する。(電子メール及び郵送)

(7) その他

審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

10 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

11 日程及び提出書類等

時期	内容
4月6日(木)～5月8日(月)	公募要領の公告
4月20日(木)午後5時まで	質問書の提出期限
4月25日(火)予定	質問書の回答(全体)
5月8日(月)午後5時まで	参加申込書、企画提案書等の提出期限
5月10日(水)予定	第1次審査
5月12日(金)予定	第2次審査の案内
5月16日(火)予定	第2次審査・選定委員会の開催
5月19日(金)予定	審査結果の通知

12 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 募集要領に定める事項に違反が判明した場合

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

ウ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

エ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例(平成9年加西市条例第1号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

13 問い合わせ先

加西市役所ふるさと創造部人口増政策課(担当:岩野)

住 所 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

電 話 0790-42-8700

E-mail jinko@city.kasai.lg.jp